

「感染拡大防止対策期」（1月9日～29日）への移行を受けた
学校の対応に関するQ&A（1月13日掲載）

高松市立多肥小学校

県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年1月8日（金）に行われた第34回香川県新型コロナウイルス対策本部会議にて、警戒のレベルを「感染警戒期」から「感染拡大防止対策期」に引き上げることが決定されました。

今回の警戒レベルの引き上げに伴い、文部科学省が示す学校の行動基準は「レベル2」となりました。文部科学省の衛生管理マニュアルの、【レベル2地域】の内容を参照し、より一層感染症対策を徹底します。

〔健康観察〕

1 登校前の検温や健康調べに変更はありませんか。

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。児童、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにします。

引き続き、

○発熱等の風邪の症状（同居の家族を含め）がある場合等には登校しないことの徹底

○登校前、登校時に検温結果及び健康状態を把握

○登校後に発熱等の風邪の症状が見られた場合は帰宅させ休養 をお願いします。

(1) 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童も教職員も、自宅で休養することを徹底します。

児童本人のみならず、同居の家族に風邪症状が見られ場合も登校を控えることをお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

(2) 登校時の健康状態の把握

登校時、児童の検温結果及び健康状態を把握します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

(3) 健康観察表の変更

学校で、児童が体調不良を訴えた際には、より十分な健康状態の把握を行うために、過去の学校外の諸活動への参加や行動・移動の様子、家族の健康状態も確認させていただきます。このため、「学校外活動（学童・スポーツ・習い事等）」「行動・移動歴（県外・集会・イベント等）」「家族の健康状態」の欄を追加しました。

2 子どもや家族に感染が疑われる場合、どのような内容を連絡すればよいのですか。

報告いただきたい内容

- ・学年、組、氏名、同居者、兄弟姉妹
- ・症状が見られる人、濃厚接触者や接触者と特定された人、感染が確認された人
- ・症状があらわれた、特定された、陽性と診断された日
- ・状況（いつから、どのような状態か、当該児童の健康状態）
- ・受診、検査状況の有無
- ・保健所からの指示内容（あれば）、入院の有無 など

〔感染症が疑われる・確認された場合〕

3 感染が疑われる場合（同居の家族を含め）の子どもの対応を教えてください。

【12/23現在】

A お子さん本人の「体調不良等により検査」を実施

B 同居者などが感染し、

お子さん本人が「保健所による濃厚接触者に特定され、検査」を実施

〔A、Bとも、結果が判明するまでは、自宅待機（出席停止）〕

A2 「体調不良等により検査」の結果 「陰性」 の場合

〔症状がなくなるまで、自宅待機（出席停止）〕

B2 「濃厚接触者として検査」の結果 「陰性」 の場合

〔感染者を最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間は、

自宅待機（出席停止） 発病することなく、2週間経過した場合、登校可能〕

C 同居の家族に風邪症状が見られ、お子さんの出席を見合わせる場合

〔感染予防として、出席停止とする〕

4 児童や職員の感染が確認された場合、どのような対応になるのですか。

1 本校の児童又は職員の感染が確認されたことを、全保護者に緊急メールで速報を出します。速報は、「児童」または「職員」の感染が、「○月○日」確認されたことまでとします。

2 保健所が調査し、濃厚接触者や接触者に特定される児童や職員には、学校から個別に連絡をします。

3 これに伴い、教育委員会等と協議し、変更となる教育活動については、適宜連絡をします。学級閉鎖（臨時休業）については、該当学級にのみ知らせ、該当学級以外には、学級名は示さず「学級閉鎖（臨時休業）の有無と期間」をお知らせします。

※ 本校で感染者が確認されたことに関して、「学校名・学年・学級」は非公表です。情報の取扱や個人情報の保護には十分配慮いただきますようお願いいたします。

※ お子さんが、接触者として検査を受ける場合、保護者の勤務先等に報告する必要がある場合も、個人情報の保護には十分配慮いただきますようお願いいたします。

【臨時休業】

- ① 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、学校の臨時休業（全部又は一部）を行います。（学校保健安全法第 20 条）
- ② 臨時休業を行った場合、学校の再開は、教育委員会や保健所等と協議し、再開時期の検討を行います。

【罹患者（児童）の対応】

退院後、主治医が体調等を総合的に判断して「登校可能」となるまでは、出席停止となります。

退院後も 4 週間は健康観察機関となりますので、毎日健康状態を確認していただきます。

〔換気・防寒〕

5 教室の換気はどのように行うのですか。

感染予防のため、本来はできるだけ校内の窓や入口は常時開けておき、授業毎に全換気を行うことが望ましいが、学校薬剤師の指導のもと最低基準の換気方法を作成し、11 月中旬から実施しています。

- エアコンや加湿器を使用し、気温 18 度以上、湿度 40%以上（50%が望ましい）に保つ。加湿器使用でも基準値以下の場合は、ぬれタオルを教室にかけておく。
- 児童の寒暖差疲労を防止し、効率のよい換気を行います。

☆換気のポイント（例）

A教室に換気扇あり・上窓ありの場合

- ・児童在室中は、常時換気
- ・上窓は対角線に 1 か所 10～15 cm開けておく

B教室に換気扇なし・上窓ありの場合

- ・上窓は対角線に 1 か所 10～15 cm開けておく
- ・授業毎に、教室の窓を開けて全換気

C教室に換気扇なし・上窓なしの場合

- ・後入口の後ろドアとテレビ側の前窓を、対角線に 1 か所 10～15 cm開けておく ※前入口を開けると室温が低下するため、気温に応じ入口を閉める
- ・授業毎に、教室の窓を開けて全換気

6 校内で保温・防寒目的の衣服を着用できますか

- 寒い日でも、室温が下がらない範囲で常時窓を少し開けた状態を保つことで、室温低下による健康被害も懸念されます。衣服等による温度調節もできるよう、体調に合わせて、ベストやカーディガンの着用をお願いします。
- 登下校時に利用しているジャンパー等の防寒着の着用についても、体調に合わせて着用を可とします。

〔消毒〕

7 学校内の消毒作業はどのように行いますか

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果을期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

「小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について 8月6日付文部科学省通知」に示された、「普段の清掃・消毒のポイント」に沿って、引き続き、通常の清掃活動で行います。

- (1) 床は、児童がほうきで掃き、モップで拭く
 - (2) 机・椅子は、児童が家庭用洗剤等を用いて拭く。
 - (3) 大勢がよく手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、一日一回、家庭用洗剤等を用いて児童又は教職員が拭く。
 - (4) トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて児童が拭く。
 - (5) トイレの床は、水で汚れを洗い流します。（東館は、モップで拭きます。）
- ※ 拭き掃除は、モップ又はゴム手袋を着用して行います。
- ※ 雑きんに、洗剤（二度拭き、仕上げ拭きが不要なタイプ）をしみこませ、一方向にしっかり拭きます。
- ※ 清掃活動は、共同作業で行い、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うようにします。
- ※ トイレの足ふきマットは、放課後、教員が日光に当てるなど除菌を行います。

〔授業の対策〕

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年 12月3日改訂版）には、各教科における感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動として、以下のような活動を挙げています。

地域の感染が拡大している場合には、マスクを着用していても、このようなリスクの高い活動は慎重に行い、また特にリスクの高いもの（★）は一時的に控えるなど、適切に対応することが示されています。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

ア グループ活動・実験

- 1・2年生にも電子黒板が配備されました。書画カメラに児童のノート等を提示したり、ペア活動ではノートを見せながら、児童が向き合う時間は短時間にするなど工夫していきます。
- 器具・用具を共用して利用した場合は、使用前後に手洗いを徹底します。

イ 合唱

- マスクを着用して、同じ方向に向いて歌います。
- 前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けます。机を互いに違いに配置するなど工夫します。
- 大声での発声とならないよう、息を強く吸い込んだり、吹き込んだりしないよう、発声等に注意します。

ウ リコーダー・鍵盤ハーモニカ

- 通常の演奏では、飛沫がほとんど飛ばないと言われています。前を向いて演奏します。
- 前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けます。机を互いに違いに配置するなど工夫します。
- 強く息を吹き込む水抜きの際に飛沫が見られるので、水抜きは行いません。
- 楽器が暖まるとリコーダーの先から水分が垂れ落ちることがあるので、リコーダーの下にティッシュを広げ、万が一水分がたれてきた場合に受けるようにします。つかったティッシュは、教室の蓋つきのごみ箱に捨てます。

エ 調理実習

- 調理台で、児童同士の間隔を1～2m以上確保します。対面とならないよう配置します。
- 調理の前後の石けん等による手洗いを徹底します。
- できるだけ個人の器具や用具を使用し、児童同士の貸し借りはしないようにします。共同で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行います。
- 会食前には、手指や机をアルコール消毒し、会食中は、飛沫を飛ばさないよう、向かい合うことがないようにし、給食と同様に会話はしません。

オ ボール運動

- 近接する場面が発生する学習については、活動時間の3分の1程度とします。
- ゲームなどを実施する場合は、近接する場面の頻度が多くならないよう、移動できるエリアを制限するなどの工夫をします。
- 活動中は不必要に大声を出さないようにします。待機中は、原則、マスクを着用します。

カ 外国語活動・外国語

- 電子黒板のモニターを活用し、児童同士の間隔を1～2 m以上確保しながら、会話を行います。
- 声だけではなく、ジェスチャーも用いることで声の大きさを抑えて活動します。